

第2次太宰府市男女共同参画後期プラン

平成30年度進捗状況報告

この報告書は、太宰府市男女共同参画推進条例第15条に基づき年次報告として公表するものです。

太 宰 府 市

第2次後期プランの体系

目標	施策の方向	施策
1 向けて男女共同参画意識づくり社会実現に	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	①意識啓発の推進 ②情報の提供 ③行政広報・出版物の表現に関する配慮 ④男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直し
	2 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実	①学校等における男女共同参画の推進 ②教職員等の男女共同参画に関する研修の充実 ③家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進
	3 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進	①男性へのアプローチ ②若者世代へのアプローチ
2 あらゆる分野における男女共同参画の促進	4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ※1	①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進 ②市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進 ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請 ④市民の参画機会の拡大
	5 雇用の分野における女性の活躍推進 ※1	①事業所等における男女共同参画に関する理解促進 ②女性の職業能力開発の支援
	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 ※1	①市職員の職場環境の整備と取組支援 ②市民・事業所等へのワーク・ライフ・バランスの理解促進
	7 職業生活との両立を可能にする子育て・介護への支援 ※1	①ひとり親家庭への支援 ②子育てへの支援 ③介護への支援
	8 地域・防災分野への男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災・防犯における男女共同参画の推進
	9 国際交流への男女共同参画の促進	①外国人市民との交流
3 社会だれもが互いの人権を尊重しあう	10 配偶者等からの暴力の根絶 ※2	①配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進 ②DV相談体制の充実 ③被害者の保護と自立支援体制の充実
	11 女性に対する人権課題への取組	①女性が被害を受けやすい人権課題の啓発と相談
	12 生涯を通じた男女の健康支援	①妊娠・出産への支援 ②健康課題への支援 ③心身の健康増進への取組
	13 共生社会への推進	①多様な立場の人々への理解促進 ②困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援 ③だれもが共に安心して暮らせる環境整備
プランの推進体制		①推進体制の整備・強化 ②市民との連携

太宰府市男女共同参画推進条例・男女がいきいきと輝くまちづくりをめざして

※1 目標2の施策の方向4～7は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

※2 目標3の施策の方向10は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

第2次男女共同参画後期プラン 平成30年度進捗状況概要及び令和元年度重点目標と具体的取組

1. 平成30年度進捗状況概要

目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

施策の方向1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

市民意識啓発の取り組みとして、「男女共同参画市民フォーラム」の開催、6月の「男女共同参画週間」に合わせて行った市役所市民ギャラリーや男女共同参画推進センタールミナスでの啓発パネル展示、市内7か所での街頭啓発等を実施しました。また啓発の際は、市民公募により決定した「男女共同参画推進シンボルマーク」を男女共同参画のPRツールとして積極的に活用しました。

市民フォーラムでは、実際に九州北部豪雨で被災された講師の体験談をもとに、男女共同参画の視点で防災を考える講演、地元の大学生による防災についての意見発表を実施しました。参加者アンケートでのフォーラム内容の評価は高いものの、参加者数は近年200人程度に定着していることが課題であり、広報周知の方法や関心の持てるテーマの設定などを検討していきます。

平成28年度から実施している校区自治協議会役員会における「10分プレゼン」を、引き続き実施しました。今後も、地域における男女共同参画の必要性や男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しについて考えていただく機会を設けていきます。

市の広報やホームページ、パンフレット等については、職員一人ひとりが常に男女共同参画の視点を踏まえ、「表現ガイドライン」に留意して作成しています。

施策の方向2. 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実

学校教育や保育においては、各学校、保育所の方針や計画に基づき、男女共同参画を含むあらゆる人権の視点に立った教育・保育を行っています。男女平等、固定的性別役割分担意識の払拭、個性と能力を発揮し、男女がお互いを尊重し協力する心を育むことができるよう、子どもの発達段階に応じ男女共同参画の視点に立った指導を心がけています。

各学校や保育所・幼稚園等への理解促進と、指導に携わる教職員・保育士の資質向上を図るために「男女共同参画市民フォーラム」の参加周知や男女共同参画の視点を取り入れた研修会の実施を行いました。

また、男女共同参画社会の実現に向けた各種事業については、県主催や近隣市町主催の講座等も併せて、広報誌・ホームページ掲載やチラシの設置等を行い学習の機会を広く周知しました。

施策の方向3. 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進

父親の子育て応援事業として、子育て支援センターにおいては父親を対象とした子育て講座「パパとあそぼう！」を、保健センターにおいては妊娠中から両親が一緒に育児を行う重要性を学ぶ「パパママクラス」を、平成30年度も引き続き開催しました。また、仕事と家庭の両立支援事業として、保健センターとルミナスでは男性のための料理教室を開催しました。今後も、男性中心型の労働慣行の見直しや男性が主体的に家事・育児・介護に関わることの大切さを考える契機となる事業を展開していきます。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間のパネル展示や「男女共同参画市民フォーラム」の第2部出演については、市内2大学の協力のもと学生が企画の段階から事業実施までを携わることで、学生自らの学習を通して男女共同参画の理解促進につなげました。令和元年度に新たに設置されるキャンパスネットワーク会議運営委員会の活用や市内大学・学生への理解促進方法の検討が今後の課題です。

「男は仕事、女は家庭という性別役割分担意識を持たない市民の割合」(%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
男性	59.2	61.4	2.2
女性	75.5	71.3	△4.2
全体	67.2	67.0	△0.2

※「平成 30 年度太宰府まちづくり市民意識調査報告書」より

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向4. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の各種審議会等への女性の登用促進については、女性の意見等を市政に反映させるため、委員の改選時には団体選出に女性の推薦を依頼するなどして、積極的な登用を働きかけています。

一方、分野によっては女性の識見者が少ないことや、選出区分があて職の場合、指定される職に就任している女性が少ないという現状があります。

本市における各種審議会委員等の女性登用率は下表のとおり平成 31 年 4 月 1 日現在で 27.1 パーセントとなっています。前年比のポイント数を下げた昨年よりも、さらに 0.9 ポイント低下しており、プランの目標値である 40 パーセントから大きく乖離しています。女性登用が進まないその原因について、登用率の低い審議会を個別に分析し、女性の登用促進につなげていきます。

本市における各種審議会委員等の女性登用率 (%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
登用率	27.6	27.9	28.8	28.0	27.1

※いずれも 4 月 1 日現在

施策の方向5. 雇用の分野における女性の活躍推進

企業、事業所に対する男女共同参画の理解促進については、労働に関する法制度やハラスメント相談窓口の周知記事を広報に掲載しました。筑紫地区企業同和問題推進委員会研修会及び筑紫地区人権・同和行政推進協議会研修会では、人権問題をとおして企業の社会的責任、働く女性の地位向上、職場における男女機会均等を進める視点の必要性についての理解促進を図りました。

また、平成 29 年度に実施した市の指名入札参加者審査申請を希望する事業所を対象

とした「男女共同参画推進状況調査」の結果を報告書としてまとめ、回答をいただいた事業所へ送付し、事業所内での活用促進も含めた啓発を行いました。

男女共同参画推進センタールミナスでは女性の職業能力開発の支援として、医療事務講座、起業セミナー、再就職セミナーを実施しました。次年度では、市主催の事業所向けセミナーの開催を検討しています。

施策の方向6. ワーク・ライフ・バランスの推進

職場環境整備については、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、月の平均超過勤務時間削減の目標を設定し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努め取り組んでいます。今後も、全職員に対し、年休取得促進や育児休業、介護休業制度の普及促進に努めていきます。

市民及び事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスに特化したセミナー等の実施はできませんでしたが、男女共同参画推進センタールミナスにおいて仕事と家庭の両立支援に関する講座を開催し、女性の経済的自立・男性の生活の自立の必要性について考える機会としました。

施策の方向7. 職業生活との両立を可能にする子育て・介護への支援

子育て支援や高齢者・障がい者福祉の推進については、社会保障制度の適正な運営のもと、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。今後も広報や出前講座等で各種制度の周知を図り、ひとり親家庭への支援、子育て・介護支援サービスの充実に努めていきます。

子育て環境の整備では、保育所入所待機児童対策として小規模保育施設を1カ所増設し定員増を図りました。学童保育所事業、ファミリー・サポート事業とともに、今後もニーズに対応したサービス向上に向けて取り組みます。

保健センターの子育て支援事業では「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、概ね生後2カ月頃までの乳幼児がいる世帯に保健師、助産師などが訪問・連絡し、育児についての相談や情報提供を行いました。状況によっては訪問回数を増やしたり、長期的に見守っていくなど、きめ細やかなサポートを心がけています。

子育て支援センターにおいては、子育てに関する相談を受けるほか、つどいの広場、出前保育、戸外であそぼう会等を開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせる場所を提供しました。そのほかにも、子育て情報の発信や、子育て支援サークルへの支援、地域子育て支援センターとの連携を行っています。

介護環境の整備では、介護保険サービスの適正な供給に向けて、事業所の資質向上を図っています。事業内容等の検査・指導を9事業所行ったほか、市内16カ所の居宅介護支援事業所において、ケアプランチェックを実施しました。

介護予防においては、毎年実施している介護予防教室「男性のためのすこやか運動教室」の開催回数を増やし、男性の参加促進を図りました。参加者数は年々増加傾向にありますが、健康な生活自立の意識づくりの醸成には十分と言えないため、引き続き広報やパンフレット配布などで周知・啓発を行っていきます。

施策の方向8. 地域・防災分野への男女共同参画の推進

地域社会活動の推進では、広報や隣組回覧等を通じて、環境美化活動や健康づくり事業などへ性別を問わず幅広く市民に協力を求めています。参加者の固定化や若い世代の

参加が少ないことから、地域に入りやすい環境づくりと若い世代の地域活動への参画を、自治会と協働して進めていく必要があります。

防災分野においては、地域防災計画、避難所運営マニュアル等において男女の違いに配慮した避難所運営を明記しています。自主防災組織では、女性や若い世代の積極的な参画を求め、平常時から女性の視点を組み込んだ運営がされるよう助言しています。

性犯罪防止の取組として、防犯カメラを1基2台新設し、現在市内に合計15基30台を設置しています。また、地域の防犯委員会などで最新の犯罪情報を共有しています。今後は、学生などの若年層への啓発方法の構築が課題です。

施策の方向9. 国際交流への男女共同参画の促進

国際交流事業への参画促進では、(公財)太宰府市国際交流協会が主催する国際交流促進事業をとおり、在住外国人が同じ地域に暮らす住民として社会参画を促す仕組みづくりに取り組んでいます。また、国際理解教育支援のためのゲストティーチャーの派遣や在住外国人支援のための通訳ボランティアの登録にも努めています。

国際交流協会が行う各種事業への日本人と外国人の参加者は共に女性が多い傾向にあるものの、日本人の参加者は特定された中高年の日本人女性が多いため、外国人留学生が交流を望む若い世代の日本人市民をはじめ、幅広い年代層の男女の参加を増やしていくような魅力ある事業を展開していくことが課題です。

目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向10. 配偶者等からの暴力の根絶

市民意識啓発では、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて市内2カ所で街頭啓発を行い、DVの定義や相談窓口を周知・啓発するチラシ等を配布しました。市役所市民ギャラリーや男女共同参画推進センタールミナスにおいてはパネル展を開催し、若年層における「デートDV」についての正しい理解促進に努めました。

男女共同参画推進センターにおいては、面談式のDV相談事業を平成29年度から開始し、悩みを抱える方が気軽に安心して相談できるよう相談専門員を月2回配置する体制をとっており、今後も継続して実施していきます。

また、DV被害の早期解決と支援者の拡大のため、相談窓口周知用カードを各課窓口や市内公共施設をはじめ、市内の店舗、郵便局等にご理解・ご協力を得ながら設置の継続を進めました。

被害者の保護、自立支援については、庁内の関係課や外部機関と連携し、相談者の状況に応じた支援を行っています。近年発生している児童虐待事件にはDVが深く関係しており、「DV被害支援相談業務関係課会議」では、迅速かつ適切なDV相談に備えるため、関係課との連携、相談体制の確認、情報漏えい対策の徹底・強化について協議しました。

施策の方向11. 女性に対する人権課題への取組

市民意識啓発では、6月の「男女共同参画週間」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて広報やホームページに啓発記事を掲載するとともに、市役所市民ギャラリーや男女共同参画推進センタールミナスにおいてパネル展の開催と啓発冊子等の配架を行い、女性を取り巻くあらゆる暴力防止の理解促進に努めました。

また、性暴力被害や職場におけるハラスメント、人権侵害などに対する専門相談機関・窓口の周知については、人権政策課窓口で周知カードを常設配架するとともに、広報やホームページ、パネル展、街頭啓発においても、情報提供を図っています。

施策の方向 12. 生涯を通じた男女の健康支援

母性保護の啓発については、母子健康手帳交付の機会を活用して、働く女性のための制度について情報提供やアドバイスをを行っています。また、第一子出産年齢が高齢化している一方で、若年妊娠のケースは複雑化かつ困難化していることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点で、正しい性や家族計画についての啓発が重要です。赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査等の母子保健事業の中で、個々の家庭の養育環境等に配慮しながらリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の情報提供と相談を行いました。

がん検診や特定健診においては、未受診者への勧奨通知の発送、託児を設けるほか、会場における個人情報保護の配慮を行うなど女性も男性も受診しやすい環境整備に配慮し、受診率向上に向けた取り組みを行いました。

心身の健康増進への取組としては、引き続きこころの相談事業を保健センターで実施しました。今後は平成 30 年度に策定した「太宰府市自殺対策計画」に沿って、自殺防止のための啓発、情報発信や、医療機関等との情報交換、及び「自殺対策連絡会議」を開催して庁内連絡体制を整えていきます。

施策の方向 13. 共生社会への推進

共生社会の実現には、多様な立場の人の人権課題と男女共同参画の課題とを包括的に考え理解することが必要です。

障がい者の問題については、12月の「障がい者週間」などに合わせて広報や市役所市民ギャラリーで啓発を行いました。また、女性の貧困問題については、1月のルミナス主催セミナーで、男女共同参画社会の実現には女性の経済的自立が必要であることを学びに取り入れました。取り組みができなかった人権課題と男女共同参画の推進をどう関連させて啓発に結びつけていくかが今後の課題です。

困難を抱える人への支援については、DV被害、貧困、障がい、高齢、ひとり親、性的マイノリティ、外国人など様々な境遇によって支援も複雑化しています。個人の状況に応じた相談・配慮を行いながら、関係課や関係機関との連携を図り、問題解決に向けた自立支援や情報提供に努めました。

また、都市計画や道路、公園、公共施設等の整備にあたっては、男女共同参画の視点をはじめ誰もが共に安心して暮らせる生活空間の環境整備に努めています。

プランの推進体制

プランの進行管理は、各課長ヒアリング後、推進本部幹事会、本部会議を経て男女共同参画審議会に報告し意見等を求めます。審議会です承を得た取組状況は市ホームページで公開するとともに、審議会における意見、提言を庁内会議にフィードバックし報告しています。

男女共同参画推進センターの管理運営については、指定管理者、ルミナスと連携しながら、本市の男女共同参画の拠点施設としての機能充実を図るとともに、「指定管理者

制度運用ガイドライン」に沿って事業内容の評価検証を行っていきます。

市職員への啓発については、施策の方向 13 の事業に関連し、性的少数者に対する理解の促進を図る研修に取り組みました。また、男女共同参画週間に取り組んだ「男女共同参画オフィスチェックシート」で、全職員が定期的に自分自身を振り返ることによって全庁的に男女共同参画の意識が定着するよう努めました。

2. 令和元年度重点目標と具体的取組

令和元年度の重点目標を次のとおり設定し、課題解決のために取り組んでいきます。

目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

令和元年度重点目標 市民の男女共同参画理解への促進

市民意識を引き続き向上させるために、下記の具体的取組を行っていきます。

<具体的取組>

- ・「男女共同参画週間」パネル展の実施 6月17日(月)～28日(金)
- ・「男女共同参画週間」街頭啓発の実施 6月24日(月)
- ・ルミナス主催「男女共同参画セミナー」の実施
6月29日(土)、11月23日(土)、1月25日(土)
- ・太宰府市男女共同参画市民フォーラムの開催 12月7日(土)
- ・男女共同参画に関する標語作品公募事業の実施 12月予定

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

令和元年度重点目標 女性の活躍推進のための啓発

女性の活躍や企業事業所への理解を進めるために、下記の具体的取組を行っていきます。

<具体的取組>

- ・審議会等の女性登用率向上を図るための取組実施
- ・だざいふリアルトーク会 2019 (仮称) の実施 3月予定
- ・事業者向け啓発セミナーの実施 時期未定

目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

令和元年度重点目標 DV相談機関周知の充実

DV被害者を支援へつなげていくために、下記の具体的取組を行っていきます。

<具体的取組>

- ・DV相談機関の情報提供方法の拡大
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間パネル展の実施による啓発
11月12日(火)～11月25日(火)
- ・DV防止街頭啓発の実施 11月下旬
- ・DV防止啓発パンフレットの作成・配布による啓発
- ・DV被害者支援庁内連携会議の開催による情報共有 8月、3月
- ・職員の相談援助技術向上のための研修参加

プランの推進体制

令和元年度重点目標 男女共同参画推進センタールミナスの充実、市職員の意識向上

男女共同参画の拠点施設としての機能及び推進体制を充実させます。

<具体的取組>

- ・ホームページ等を活用した情報発信の充実
- ・ルミナス登録団体間の交流支援
- ・男女共同参画推進センター事業の評価検証
- ・男女共同参画職員研修の実施 (全職員対象) 8月28日(水)～29日(木)